

支出負担行為担当官
防衛省大臣官房会計課
会計管理官 平下 一三
(公印省略)

公 告

下記により入札を実施するので、入札心得及び契約条項等を了承の上、参加されたい。

記

1. 入札に付する事項

調達番号	件名	内容	履行場所	履行期限
I-146	防衛省調査測量作業規程及び積算要領改正に関する調査役務	仕様書のとおり	仕様書のとおり	自：契約締結日 至：令和8年3月19日

2. 入札方式 一般競争入札（電子調達システム（政府電子調達（GEP S））対象案件）

3. 入札日時 令和7年10月8日(水)（10:30）

4. 入札場所 防衛省市ヶ谷庁舎E2棟3階入札室

5. 参加資格 (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
(3) 令和07・08・09年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のD等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有するもの。
(4) 防衛省から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
(5) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
(6) 適合条件を満たすことを証明する書類を期日までに提出し承認を得た者であること。
(別紙参照)

6. 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7. 入札保証金及び契約保証金 免除

8. 入札の無効 5の参加資格のない者のした入札または入札に関する条件に反した入札は無効とする。

9. 契約書作成の要否 要

10. 適用する契約条項 役務等契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項、

11. その他

- (1) 細部入札要領については別途配布する「一般競争入札の案内について」（以下、入札案内）のとおり。
- (2) 入札案内受領の際、資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写しを提示すること。
- (3) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛省が認めた場合には、この限りではない。
- (4) この一般競争に参加を希望するものは、適合条件を満たすことを証明する書類を令和7年9月24日(水) 17:00 までに提出しなければならない。
- (5) 本案件は、府省共通の「電子調達システム」(<https://www.p-portal.go.jp>)を利用した応募及び入開札手続により実施するものとする。ただし、電子調達システムによりがたい者は、

「紙」による入札書等の提出も可とするが、郵便入札については 令和7年 10月 6日（月）までに、下記担当者必着分を有効とする。

- (6) 落札者が、10に掲げる契約条項のほか、中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者である場合は、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項」を別途適用する。
- (7) 入札案内の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先
〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1（庁舎A棟10階）※顔写真付の身分証明書を持参すること。
受付時間 9:30～18:15（12:00～13:00までの間を除く）

また、入札案内のメール配布を希望する者は、以下のとおりメールを送信すること。

メールアドレス：naikyoku_chotatsu_mailmagazine@ext.mod.go.jp

メール件名：「件名：〇〇〇」 入札案内送信依頼

添付ファイル：資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し

防衛省大臣官房会計課契約係 河野 電話 03-3268-3111 内線20822

適 合 条 件

本業務では、以下の条件を満たすこと。

参加者の資格要件は、以下に該当する技術者を有する者であること。

上記を証明するものとして、会社名等の所属が表示されており、略歴もしくは資格の証明書の写しを提出すること。

提出部数は1部とする。(書類提出後、官側から細部補足説明等を求める場合がある。)

■参加者の資格要件

本役務を統括する責任者又は実務を担当する業務従事者

以下の資格を有すること。

測量法（昭和24年法律第188号）第50条の規定に基づく測量士の資格を有する者

表

提出書類

名 称	数 量	提出時期	媒 体	提出場所
略歴を記載した書面 または証明証の写し	1	9月24日（水） 17時まで	電子	防衛省大臣官房 会計課

提出書類に関する問い合わせは、提出期限の前日の18時15分までとする。

提出書類については虚偽がないものとする。

仕様書			
件 名	防衛省調査測量作業規程及び積算要領 改正に関する調査役務	作成年月日	令和7年8月25日
		仕様書番号	
		整備計画局施設整備課	

1. 総則

1.1. 適用範囲

この仕様書は、防衛省調査測量作業規程及び積算要領改正に関する調査役務（以下「本役務」という。）について規定する。

1.2. 引用文書等

この仕様書に引用する以下の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、役務開始時における最新版を適用するものとする。

なお、引用文書が定める事項がこの仕様書の内容と異なる場合は、この仕様書の内容を優先する。

a) 引用文書

- 1) 測量法（昭和24年法律第188号）
- 2) 作業規定の準則（昭和26年建設省告示第800号）
- 3) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）
- 4) 環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和7年1月28日変更閣議決定）
- 5) 著作権法（昭和45年法律第48号）

b) 関連文書（貸与資料）

- 1) 防衛省調査測量作業規程（平成27年10月）
- 2) 施設測量調査業務積算要領（令和7年7月）
- 3) 施設測量調査業務マニュアル（平成27年3月）
- 4) 施設測量調査業務積算プログラム（平成27年3月）

2. 役務に関する要求

2.1. 役務の目的

防衛省の調査測量業務については、平成11年に制定（平成27年改定）した「防衛省調査測量作業規程」に基づき実施しているところである。

当該作業規程は、測量法（昭和24年法律第188号）第33条第1項の規定に基づき国土交通大臣の承認を得て制定された作業規程の一つであるが、公共測量の実施に必要なこれらの作業規程は、時代の技術水準及びニーズに応じた改正が求められる。平成20年3月、国土地理院において、公共測量作業規程の規範である「作業規程の準則」が全部改正され、その後も平成23年3月、平成25年3月、平成28年3月、令和2年3月、令和5年3月及び令和7年3月と累次にわたって一部改正されているところである。

他方、防衛省が制定した「防衛省調査測量作業規程」については、平成27年から現在まで改正がなく、現在の技術水準及びニーズに適合したものであるか検証が必要であるため、本役務に

において、現行の「防衛省調査測量作業規定」の調査検討を行い、その結果をもとに国土交通大臣の承認を得るために必要な改定案の作成を行うとともに、これに対応した「施設測量調査業務積算要領」、「施設測量調査業務マニュアル」及び「施設測量調査業務積算プログラム」の改定案の作成を行うものである。

2.2. 一般事項

2.2.1. 適用範囲

本役務の実施に当たっては、契約書及び本仕様書に基づくものとする。

2.2.2. 著作権

成果物の著作権は、成果物の所有権移転の際に、すべて官側に譲渡するものとする。

また、契約相手方は、本契約に際して第三者が有する著作権その他の権利を侵害しないことを確認するものとする。

なお、成果物中に契約相手方が従来から所有している著作権または第三者の著作権が含まれている場合には、これらの著作物の著作権は譲渡の対象外とする。

2.2.3. 情報の保全

契約相手方は、本件の実施にあたり、知り得た全ての情報及び業務の成果を本件実施中及び実施後において、官側の承諾を得ずに第三者に開示、貸与、供与してはならない。

2.2.4. 業務関係書類の適正な管理について

業務関係書類の作成等を行うパソコンについては、情報の流出防止に万全を期すために、ファイル交換ソフトをインストールしていないものを使用すること。

なお、業務関係書類とは、本仕様書、業務実施計画書、成果物等のほか、本支店等で作成する関連書類の一切を含むものとする。

2.2.5. 再委託

a) 契約相手方は、業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分を第三者に再委託してはならない。

b) 契約相手方は、コピー、文字入力、印刷、製本、資料整理等の簡易な作業を第三者に再委託する場合は、官側の承諾を得なくてもよいものとする。

c) 契約相手方は、a) 項に規定する業務以外を第三者に委託する場合は、官側の承諾を得なければならない。

2.3. 実施場所、役務期間

2.3.1. 実施場所

防衛省市ヶ谷地区及び契約相手方の執務場所

2.3.2. 役務期間

契約締結日から令和8年3月19日（木）までとする。

2.4. 役務実施事項

2.4.1. 実施計画書等の作成

2.4.1.1. 実施計画書の作成

本契約の締結後、契約相手方は、本役務を実施するために必要な作業の洗い出しを行い、実施計画書を作成し、官側と協議の上、提出すること。

2.4.1.2. 実施体制表の作成

本契約の締結後、契約相手方は、本役務を実施するための体制整備を行い、実施体制表を作成し、官側と協議の上、提出する。また、実施体制に変更が生じる場合は、遅滞なく官側と協議の上、変更後の実施体制表を提出すること。

2.4.2. 協議・打合せ

本役務中は、監督官と密に連絡を取り、役務を遂行するものとし、疑義が生じた場合は、その都度、監督官と協議の上、決定する。

契約相手方は、役務の主要な区切りにおいて防衛本省内にて、必要な説明、協議、打合わせを行い、その結果を記録し、相互に確認を行う。

また、連絡事項についても、同様に記録し、確認するものとする。

打合わせは、原則として、打合せ内容に応じて必要な業務従事者が全て立ち会うものとする。

役務の主要な区切りは以下のとおりとする。

- ・ 役務着手時
- ・ 以下 2.4.3. 役務詳細に係る各調査検討分析結果報告時
- ・ 以下 2.4.3. 役務詳細に係る各改定案及び新旧対照表等作成時（素案）

この回数に限らず、役務を進めるうえで確認及び調整が必要な場合は官側と打ち合わせを行うこと。

2.4.3. 役務詳細

契約相手方は、次に示す各役務を実施すること。

2.4.3.1. 防衛省調査測量作業規程の改定に係る調査検討及び改定案の作成

防衛省調査測量作業規程と国土交通省「作業規程の準則」との比較を行い、防衛省調査測量作業規程の改定必要箇所について調査検討し、監督官と協議の上、改定の概要をまとめ、改定案及び新旧対照表（改定理由を含む。）を作成する。

2.4.3.2. 施設測量調査業務積算要領の改定に係る調査検討及び改定案の作成

国土交通省「設計業務等標準積算基準書及び同（参考資料）」の調査を実施し、その結果を踏まえ、施設測量調査業務積算要領の改定必要箇所について調査検討し、監督官と協議の上、改定案及び新旧対照表（改定理由を含む。）を作成する。

2.4.3.3. 施設測量調査業務マニュアルの改定に係る調査検討及び改定案の作成

防衛省調査測量作業規程及び施設測量調査業務積算要領の改定案を踏まえ、施設測量調査業務マニュアルの改定必要箇所について調査検討し、監督官と協議の上、改定案を作成する。

2.4.3.4. 施設測量調査業務積算プログラムの改定作業

- a) 施設測量調査業務積算要領改定案に基づき、監督官と協議の上、施設測量調査業務積算プログラムの改定作業を行う。
- b) 動作確認
作成したプログラムが問題なく動作することを確認する。

3. 提出書類

契約相手方は、表-1に示す書類を提出し、官側の承認を得ること。

表-1 提出書類の一覧

番号	書類の名前	部数	提出期限	媒体
1	実施計画書	1	契約締結後1か月以内	電子
2	実施体制表	1	契約締結後1か月以内	
3	業務従事者名簿	1	契約締結後速やかに	
4	打合せ資料	1	随時	
5	打合せ議事録	1	打合せ終了後速やかに	
6	役務実施報告書(最終)	1	令和8年3月19日(木)まで	

4. 成果物の提出

成果物は表-2のとおりとし、提出に先立ち官側の承認を得ること。

表-2 成果物の一覧

番号	書類の名前	提出期限	媒体
1	防衛省調査測量作業規程改定案の概要	令和8年3月19日(木)まで	電子(ワード、エクセル、PDF)及びA4版の印刷物各5部(それぞれ別葉とする。)
2	防衛省調査測量作業規程改定案		
3	同規程新旧対照表		
4	施設測量調査業務積算要領改定案		
5	同要領新旧対照表		
6	施設測量調査業務マニュアル改定案		
7	施設測量調査業務積算プログラム		

上記の納品物については、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)」を遵守し、本調達物品が「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(令和7年1月28日閣議決定)」の基準を満たすものであること。ただし、基本方針の改定があった場合には、これに従うものとする。

5. 成果物の取り扱いに関する事項

本役務により作成した成果物に関する知的財産権等は、防衛省に帰属、移転又は適切に許諾するものとする。

6. 契約相手方の要件等

契約相手方は、本役務の実施に当たって次の体制を確保し、これを変更する場合には、事前に官側と協議するものとする。

6.1. 契約相手方の要件

a) 契約相手方は、業務の過程において官側から指示された事項については、迅速かつ的確に実施するものとする。

6.2. 業務従事者の要件

- a) 契約の履行に必要な業務に従事する者、かつ、履行に必要な情報を取り扱うにふさわしい契約を履行する業務に従事する個人（以下「業務従事者」という。）を確保すること。
- b) 本役務を統括する責任者又は実務を担当する業務従事者
 - 1) 以下の資格を有すること。

測量法（昭和24年法律第188号）第50条の規定に基づく測量士
- c) 全ての業務従事者（再委託先を含む。）は、日本国籍を有していること。
- d) 全ての業務従事者は、それぞれに掲げるもののほか、履行に必要若しくは有用な、又は背景となる経歴、知見、資格、語学（母語及び外国語能力（原則として英語））、文化的背景（国籍等）、業績等を有すること。また、業務従事者が他の手持ち業務等との関係において履行に必要な業務所要に対応できる態勢にあること。

7. 業務従事者の申請

契約相手方は、本役務に従事する者について、業務従事者名簿（氏名、国籍、所属、主たる担当役務、主たる作業場所）を契約後速やかに作成し、支出負担行為担当官に提出して承認を得るものとする。また、本役務に従事する者の追加又は変更が生じた場合には、遅滞なく支出負担行為担当官の承認を得るものとする。

8. 貸付品

- a) 本契約の遂行に当たり必要となる官側の保有する文書等について官側と調整の上、無償で貸付け又は閲覧することができる。貸付場所は、官側が指定する場所とし、貸付期間は、契約期間中とする。
- b) 契約相手方は、官側の保有する資料の貸与を受ける場合はその取扱いに留意し、法令、関連規則等に従い、官側が指定する条件を遵守すること。

9. 検査

本仕様書に基づき、整備計画局施設整備課の支出負担行為担当官補助者が実施する。

10. その他

- a) 契約相手方は、本仕様書に明記されていない事項であっても、業務実施上当然要求される事項については、契約相手方の負担において実施する。
- b) 本役務において使用する物品等は、「環境物品等の調達に関する基本方針（令和7年1月28日変更閣議決定）」の基準を満たすものであること。ただし、基本方針の改定があった場合には、これに従うものとする。
- c) 本仕様書に疑義が生じた場合は、速やかに支出負担行為担当官等と協議し、その指示に従うものとする。
- d) 契約相手方は、防衛省に対し、次の各号に掲げる行為をすることを許諾する。
 - 1) 成果品の内容を公表すること。

- 2) 成果品を防衛省が自ら複製し、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をすること又は防衛省の委任した第三者をして複製させ、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をさせること。
- e) 契約相手方は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ、防衛省の承諾を得た場合は、この限りではない。
 - 1) 成果物を公表すること。
 - 2) 成果物を複製し、又は翻案すること。
 - 3) 成果物に契約相手方の実名又は変名を表示すること。
- f) 防衛省が著作権を行使する場合において、契約相手方は、著作権法第19条第1項又は第20条第1項に規定する権利を行使してはならない。
- g) 契約相手方は、その作成する成果物が、第三者の有する著作権等を侵害するものでないことを、防衛省に対し保証する。
- h) 契約相手方は、その作成する成果物が、第三者の有する著作権等を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な処置を講じなければならないときには、契約相手方がその賠償額を負担し、又は必要な処置を講ずるものとする。

適 合 条 件

本業務では、以下の条件を満たすこと。

参加者の資格要件は、以下に該当する技術者を有する者であること。

上記を証明するものとして、会社名等の所属が表示されており、略歴もしくは資格の証明書の写しを提出すること。

提出部数は1部とする。（書類提出後、官側から細部補足説明等を求める場合がある。）

■参加者の資格要件

本役務を統括する責任者又は実務を担当する業務従事者

以下の資格を有すること。

測量法（昭和24年法律第188号）第50条の規定に基づく測量士の資格を有する者

表

提出書類

名 称	数 量	提出時期	媒 体	提出場所
略歴を記載した書面 または証明証の写し	1	9月24日（水） 17時まで	電子	防衛省大臣官房 会計課

提出書類に関する問い合わせは、提出期限の前日の18時15分までとする。

提出書類については虚偽がないものとする。